

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」等患者負担見直しの
慎重審議と現行制度の継続を求める意見書

必要な検査を断る、薬がなくなっているのに受診しない、歯科の治療をためらうなど、経済的な理由で必要な受診ができない方が増えている。

医療関係団体がおこなった調査では、約半数の医療機関が経済的な理由による患者さんの治療中断を経験している。さらに医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあるとの医療機関は4割に上っている。

現在、厚労省の社会保障制度審議会では、高額療養費制度の月額自己負担上限の引き上げ、後期高齢者の自己負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者負担増が検討されている。また財務省の財政制度等審議会でも改革の方向性として、外来時の定額負担の導入、市販品類似薬の保険外し、入院時の水光熱費相当額の徴収など、新たな患者負担が提言されている。

これら患者負担増は、多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ複数の疾病を抱え、治療が長期にわたる高齢者の生活基盤そのものを圧迫する。現状でも重い患者負担を軽減することこそ求められている。

よって本議会は、政府および国会に対し、さらなる患者負担増で受診抑制を招かないようにするため、慎重審議と現行制度の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月16日

宮城県大河原町議会

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣